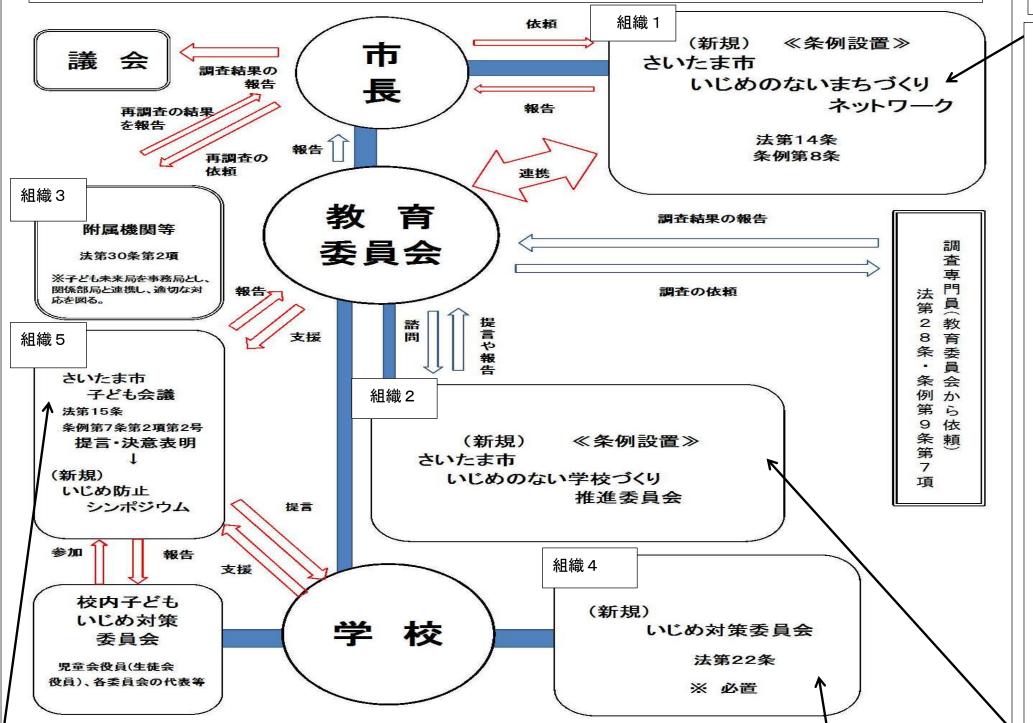
さいたま市いじめ防止対策推進条例に基づく組織



子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課

平成26年5月2日 都市経営戦略会議

教育委員会 学校教育部 指導2課

組織1

(新規) さいたま市いじめのないまちづくり ネットワーク

〇設置根拠

いじめ防止対策推進法14条第1項

〇設置形態

事務局:子ども未来局子ども育成部青少年育成課 組織及び運営等については、規則で定める

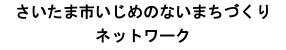
〇所掌事務

以下の事項について協議を行う。

- (1) いじめの防止等に関する関係団体等の連携
- (2) 市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発
- (3) いじめ防止基本方針に定める内容の点検及び見直しに係る意見
- (4) 市が実施するいじめの防止等に関する施策に対する専門的な見 地からの助言

〇構成委員

- 委員:学識経験を有する者、関係団体の代表者、関係行政機 関の職員、市職員
- ・幅広く意見聴取を行うために、委員を30名以内とする



○弁護士会○自治会連合会○PTA協議会 ○教育委員会 ○ P T A 協議会○ 市立小・中・高等○ 市立小・中・高等 民生委員 子ども会育成 主任児童委員連絡協 議会

事務局:青少年育成課

組織5

さいたま市子ども会議

中学校区の小・中学校を代表する生徒がさいたま 市子ども会議を開催し、いじめのないよりよい学校 づくりについて協議し、提言を作成する

(新規)いじめ防止シンポジウム

市立小・中・高等・特別支援学校の代表者が一堂 に会して、各校での取組や「さいたま市子ども会議」 からの提言をもとに、いじめを起こさせない、見逃 さない環境づくりについて考える。

組織4

(新規)いじめ対策委員会

- ・学校は、学校におけるいじめの防止等のため の対応を実効的に行うことを目的として、い じめ対策委員会を設置する。
- 構成員は、当該学校の校長・複数の教職員、 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する 者その他関係者とする。

組織2

(新規) さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会

目的

いじめの防止等のための対策を実効的に行う。

所掌事務

- ①いじめの防止等に関する調査研究
- ②いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び教育委員会への提言
- ③いじめの事案に関する調査及びその結果の報告
- ④重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事 態に係る事実関係を明確にするための調査及び結果の報告

構成委員

学識経験を有する者・関係団体の代表者・関係行政機関の職員・市職員